

区・81プロデュース・エフエム世田谷との三者連携による
 地域の魅力・情報発信ラジオ番組の実施について

1. 主旨

区は、大手声優事務所である株式会社81プロデュース（以下、81プロデュース）より、同社の所属声優をパーソナリティーとしたラジオ番組の実施についての提案を受け、エフエム世田谷も含めた三者で協議を行った。

三者それぞれに連携のメリットがある点や、番組の企画・制作費やパーソナリティーの出演料等は基本的に81プロデュース側で負担する点などを踏まえ、三者による協定を締結し、令和6年6月より週1回・30分間の番組として実施する。

2. 連携内容

(1) 三者の役割

区	減額後番組放送料の負担、イベント等の情報提供
81プロデュース	企画・制作、出演者調整、取材、放送に関する諸調整
エフエム世田谷	番組放送、イベント・ゲスト候補者等の情報提供、放送に関する諸調整

(2) 想定される連携メリット

区	・「声優」という新たなコンテンツを活用した区の魅力やイベント情報等の発信の強化
81プロデュース	・自社プロデュースの番組放送による宣伝効果 ・所属声優の活動の場の拡充
エフエム世田谷	・声優による地域密着型の番組放送による聴取率の向上 ・声優ファンなどの新規リスナーの獲得の可能性

3. 協定相手方の詳細

(1) 81プロデュースについて

- ① 会社名：株式会社エイティワンプロデュース
- ② 所在地：東京都渋谷区富ヶ谷1丁目3番4号 B O F 代々木公園
- ③ 設立：昭和56年2月3日
- ④ 資本金：1,050万円
- ⑤ 代表取締役社長：南沢 道義
- ⑥ 主な事業：声優のマネジメント、アニメーション、外国映画吹替のキャスティング、CM、VPのナレーションのキャスティング、テレビ・ラジオ番組の企画及びキャスティング、各種コンテンツ、各種イベントの企画制作

(2) エフエム世田谷について

- ① 会社名：株式会社世田谷サービス公社
- ② 所在地：東京都世田谷区太子堂3丁目25番9号
- ③ 設立：昭和60年4月1日
- ④ 資本金：4億4,500万円
- ⑤ 代表取締役：岡田 篤
- ⑥ 主な事業：施設維持・管理等事業、飲食事業、ICT支援事業、エフエム世田谷放送事業、世田谷くみん手帖

4. 協定書（案）

別紙のとおり

5. 概算経費

令和6年度（6月～3月）

番組放送料：15,400円×43回＝662,000円（税込）

（エフエム世田谷への番組放送料、諸経費）

（参考）エフエム世田谷における通常の番組放送料…30分枠 60,000円

※区とエフエム世田谷（株世田谷サービス公社）の間で別途、費用負担等に関する個別契約を締結する

6. 番組内容

- (1) 番組名：「水島裕のせたがやfun time」
- (2) 放送日：毎週金曜日 21時～21時30分
- (3) 出演者：メインパーソナリティ：水島裕（81プロデュース所属声優）
アシスタントパーソナリティ：81プロデュース所属若手声優（月替わり）
ゲスト（不定期・地域で活動する人、商店主、区職員等を想定）
- (4) 番組内容：世田谷区内のイベント情報、世田谷のグルメ・パワースポット情報、世田谷の自然・農産物の紹介 など

7. 今後のスケジュール（予定）

5月8日 協定締結式、プレスリリース

6月7日 番組放送開始

地域の魅力や情報の発信に関する協定書（案）

世田谷区（以下「甲」という。）、株式会社81プロデュース（以下「乙」という。）及び株式会社世田谷サービス公社（以下「丙」という。）は、世田谷区における地域の魅力や情報の発信に相互に連携して取り組むため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙の三者それぞれが保有する資源を有効に活用しながら連携し、広く区民等に地域の魅力や情報を発信するためのラジオ番組を制作及び放送することで、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地域、イベント、観光、産業、文化・芸術、教育等に関する情報の発信やPRに関すること
- （2）地域の活性化に関すること
- （3）その他目的達成のために必要な事項に関すること

2 乙は、甲及び丙との協議により、本条第1項各号に定める連携事項に係る取り組みの一部を、乙の第三者に実施させることができる。

3 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、本条第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。

（三者の役割分担）

第3条 甲、乙及び丙は前条の連携事項を円滑に行うため、前条第1項各号に定める連携事項について、次項各号のとおり役割を分担する。

- （1）甲は、乙及び丙へ区内のイベント等の情報提供を行う。
- （2）甲は、情報発信に伴う費用のうち、ラジオ番組放送料を負担する。
- （3）乙は、ラジオ番組の企画、制作、出演者調整、取材、放送に関する諸調整を行う。
- （4）乙は、本条第1項第3号に係る費用を負担する。
- （5）丙は、ラジオ番組の放送、放送に関する諸調整を行い、甲及び乙へラジオ番組に関する情報の提供を行う。
- （6）丙は、本条第1項第5号に係る費用（乙が、第1条に定めるラジオ番組作成のため、丙施設内の収録スタジオを使用する際の費用も含む。）を負担する。

（著作権について）

第4条 第1条に定めるラジオ放送番組の放送音源の著作権は、乙に属するものとする。なお、放送音源の2次利用及び再利用については、甲、乙及び丙協議の上、行うことができるものとする。

(災害発生時の対応)

第5条 丙は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その判断のもとに第1条に定めるラジオ番組に優先して、災害の発生のおそれに関する情報及び災害の状況に関する情報、避難に関する情報（以下「災害防災情報等」という。）を放送する。また、丙は本条の規定に基づき災害防災情報等を放送する場合、速やかに甲、乙へ情報共有を行う。

2 本条第1項の規定により災害防災情報等を放送した場合、第1条に定めるラジオ番組の代替放送の実施については、甲、乙及び丙の協議の上、決定する。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結した日から令和7年3月31日までとする。

2 本条第1項の規定に関わらず、有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙又は丙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲、乙及び丙協議の上、解除予定日の2か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲、乙又は丙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協定の見直し)

第8条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲、乙及び丙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 甲、乙、丙および第2条第2項で取り組みの一部を実施する場合の第三者は、本協定による連携の実施を通じて知り得た相手方の秘密情報等について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、法令及び甲が定める条例に基づき開示が必要となる場合、裁判所、監督官庁その他の公的機関若しくは自主規制機関に対し開示が必要となる場合等を除き、事前に承諾を得ない限り、第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、本協定による連携の実施以外の目的に使用してはならない。

(法令の遵守)

第10条 甲、乙及び丙は、本協定による連携の実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙協議の上、これを取り決めるものとする。

(その他)

第12条 第3条第1項第2号で定めるラジオ放送料の負担については、甲への当該年度予算配当を条件とする。

2 本協定で定めるラジオ番組の制作及び放送する過程において、苦情、抗議等があった場合、または第三者へ事故を生じさせた場合は、甲、乙及び丙で誠意をもって協議し、速やかに解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年5月8日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
世田谷区長 保坂 展人

乙 東京都渋谷区富ヶ谷一丁目3番4号
株式会社81プロデュース
代表取締役 南沢 道義

丙 東京都世田谷区太子堂三丁目25番9号
株式会社世田谷サービス公社
代表取締役 岡田 篤